

保育の利用選考基準

保護者氏名		【父】	【母】			
児童名		令和5年3月入所選考まで適用			月 日	歳クラス
		基本点数(A・B)			職員記入欄	
大区分	中区分	小区分	父(A)	母(B)	判定点	
1	就学 (職居業宅訓外 労働学校・ 含む)	外勤・就学	週40時間以上	30	30	父(A) [基本点]
			週35時間以上	27	27	
			週30時間以上	24	24	
			週24時間以上	21	21	
			週16時間以上	18	18	
	外勤(就労予定)・就学(予定)	週40時間以上	24	24	母(B) [基本点]	
		週35時間以上	21	21		
		週30時間以上	18	18		
		週24時間以上	15	15		
		週16時間以上	12	12		
自営(宅外)	中心者	30	30	調整点(C) [小計]		
	協力者(販売等接客)	24	24			
	協力者(経理事務等)	21	21			
個人事業主(訪問販売、外交員、美容部員など業務委託を含む)			21	21		
2	居宅内 労働	中心者	27	27	小計(A+B+C)	
		協力者(販売等接客)	21	21		
		協力者(経理事務等)	18	18		
個人事業主(業務委託を含む)			18	18		
3	出産	内職	10	10	合計(A+B+C+D)	
		出産の前後	18	18		
4	病気障害	保護者の入院	30	30	①	
		自宅療養	24	24		
		常時安静	18	18		
		軽度の家事	18	18		
		視覚・聴覚・言語障害の手帳1・2級/精神手帳1級	33	33		
上記以外の身障手帳1・2級/療育手帳A/精神手帳2級	24	24				
身障手帳3・4級/療育手帳B	18	18				
5	看護等	入院付き添い	24	24	②	
		常時介護	18	18		
		その他	18	18		
		自宅介護	27	27		
常時介護の付き添い	18	18				
その他	18	18				
通園	30	30				
その他	24	24				
6	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため	30	30	③	
7	求職中		8	8		
調整点数						
加 点 ・ 減 点 ( C )	自営業で確定申告を専従者(103万以上)で申告している場合		3	3	④	
	外勤と同様の雇用契約内容を維持して、一時的に在宅勤務をしている場合		▲3	▲3		
	保護者が産休・育休明け(雇用契約が継続していること・保育の実施対象は産後57日目から) [申込時クラス年齢に乗じる]			2		
	保護者がともに通勤時間片道90分以上(本人申告欄及び就労証等の通勤経路欄より審査)			1		
	常時保育施設に預けている(1日あたり4時間以上、週4日以上)(育児休業期間除く)			4		
	一時保育に預けている(1日あたり4時間以上、週3日以下)(育児休業期間除く)			2		
	待機 1年単位(求職活動・育児休業期間除く)			2		
	合計所得192万円以下			4		
	合計所得266万円以下			2		
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			10		
	生活保護受給中のひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学要件で申込の時)			40		
	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学要件で申込み自立促進が必要な時)			35		
	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(就労・就学要件以外の時)			33		
	生活保護受給世帯(就労・就学要件で申込の時)			10		
	育休(産前産後期間含む)に伴い退園した児童が、再度申し込みを行った場合(原則雇用契約の継続必要)			12		
育休に伴い退園した児童の兄弟姉妹(育児休業中に出生した子含む)が、申込した場合(原則雇用契約の継続必要) [申込時クラス年齢に乗じる]			3			
申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している			4			
保育料の滞納が3ヶ月分以上あり、理由なく支払が滞っている			▲10			
同居の者が保育を行うことが可能な場合			▲2			
現在保育所又は認定こども園に入所しながら転園を希望している			▲6			
現在地域型保育事業や高槻認定こども園分室(年度利用保育)、高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用しながら転園を希望している			▲2			
加 点 ( D )	兄弟姉妹が現在第1希望の保育所に入所している			2		
	1号認定こども園として認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合(こどもが市民)			150		
	1号認定こども園として認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合(こどもが市民以外)			100		
	地域型保育事業の卒園児童が当該連携施設を希望する場合(当初1次選考の優先枠に限る)			100		
	保護者が保育士等として、市内の2,3号認定子どもを受入れる認可保育施設等に勤務(予定含む)又は病児保育事業に従事(予定含む)する場合			10		
	高槻市内の地域型保育事業の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合(連携施設(枠)がない場合の経過措置)			8		
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合			8		
現在通っている保育所等が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である(公表後の入所者除く)			8			

※同点の場合は次の順序により優先①保育所の希望順位の高い方 ②兄弟姉妹が希望保育所に入所している方 ③1号認定利用施設で利用(予定)がない方 ④世帯の合計所得の低い方

※ひとり親の場合、父又は母の点数(基本点)にひとり親に関する調整点を加えます。

※連携施設(枠)がない場合の加点(8点)の経過措置期間は、令和6年度末(令和7年度4月利用調整)までとなります。

※ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので予めご了承ください。